

国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税財源配分のあり方
 についての三位一体の改革に関する地方団体調査結果について
 （全国市長会分）

平成 15 年 3 月 25 日
 地 方 六 団 体

地方六団体では、「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」（平成14年12月、内閣官房）、「平成15年度予算の編成等に関する建議」（平成14年11月、財務省）等で示された標記改革に関する考え方について次のとおり調査を実施した。調査結果の概要は別紙のとおりである。

1 調査時期 平成 1 5 年 2 月

2 調査対象団体

都道府県 4 7 団体

都 市 1 9 7 団体（指定都市 1 2 中核市 3 0 特例市 3 7 その他 1 1 8）

町 村 4 7 団体

3 調査内容

- (1) 税源移譲が実施された場合の「国と地方のそれぞれの財政事情」「財政構造改革との整合性」についての意見
- (2) 税源移譲に先立ち、地方において課税自主権を活用して自主財源の拡充を図ることについての意見
- (3) 税源移譲に伴い税収偏在が拡大することについての意見
- (4) どのような形で税源移譲を行うことが望ましいかについての意見
- (5) 地方交付税の財源保障機能について「廃止」すべきとの意見に対する意見
- (6) 地方財政の増大傾向についての意見
- (7) 「地方団体間で行う調整（水平的調整）」についての意見
- (8) 「できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていく」ことについての意見
- (9) 地方財源のあり方についての意見
- (10) 大幅な地方財源の不足が想定される中で三位一体改革の推進に当たりどのような財源保障・財政調整の仕組みが必要となるかについての意見
- (11) 今後、積極的に廃止・縮減を推進すべき国庫補助負担金についての意見
- (12) 平成15年度国庫補助負担金の廃止、縮減のうち、事業のスリム化等約3,300億円とされている点についての意見
- (13) 三位一体の改革全般についての意見

1 税源移譲が実施された場合の「国と地方のそれぞれの財政事情」「財政構造改革との整合性」についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 地方は自主財源が拡大し、より自主的・自立的な財政運営が可能となり、財政構造改革が進み、財政事情が好転すると考える。 49.4 %
- イ 歳入中立の形で税源移譲を行えば、国においても補助金等の歳出や事務が縮小すること等により、財政構造改革が進み、国も財政事情が好転すると考える。 43.1 %
- ウ 国の財政構造改革に矛盾することになると考える。 1.3 %
- エ その他 30.6 %

その他に対する意見の例

自主財源が拡大し、より自主的、自立的な財政運営が可能となるが、地域間の税収偏在、地方交付税及び国庫補助負担金の見直し論議があり、すべての地方公共団体の財政事情が好転するとは限らない。地方交付税の財政調整機能は不可欠。

税源移譲により、地方はより自主的・自立的な財政運営が行えるようになるが、国、地方を問わず、各々が真摯に財政構造改革に取り組んでいかなければ、財政事情は好転しない。

国の関与の縮小により、地方は自主的・自立的な財政運営が可能となり、効率的な執行により、従前より少ない経費での財政運営が可能となることから、国・地方とも財政事情は好転する。

国と地方の役割分担に応じた税源配分を行うものであり、地方への税源移譲は国の構造改革に矛盾するものではない。

三位一体で議論すべきもので、税源移譲だけで国や地方の財政状況を議論できるものではない。最も重要なことは、国・地方を通じた行政サービスのあり方、歳出全体の議論を、国民負担全体から判断することである。

権限の移譲と税源の移譲が同時に行われないと地方の自主、自立は成立しない。

数値は当該選択肢を選択した団体の占める率を示し、計は100に符合しない。以下同じ。

2 税源移譲に先立ち、地方において課税自主権を活用して自主財源の拡充を図ることについての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 主たる税源は既に法律上国・地方に配分されていることから、課税自主権の活用により地方税源の充実を図るには自ずと限界があり、地方税源の本格的な充実を図るには、税源移譲が不可欠である。 95.6 %
- イ まず、地方が課税自主権を十分に活用した後に、税源移譲を行うことが適当である。 3.1 %
- ウ その他 5.0 %

その他に対する意見の例

課税自主権の活用は重要だが、超過課税や法定外税の実施・導入が国から地方への税源移譲の条件であるかのごとく論ずるべきではない。

地方の課税自主権は自治体固有のものであり、その税収は自治体固有の課題等について還元されるべきもの。「ナショナルミニマム」を確保するための財源を地方の課税自主権に求めるべきではない。

国の関与が強すぎて実態として地方の自主権が活かされていない。国の関与を必要最低限とし、地方が課税自主権を積極的に発揮できるような環境整備が先決。

3 税源移譲に伴い税収偏在が拡大することについての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 税収偏在ができるだけ拡大しないよう、偏在性が少ない税源の移譲を行うべきである。 50.6 %
- イ 税源移譲に伴う財政力格差の拡大に対応した財源均てん化の方策について検討する必要がある。 73.8 %
- ウ その他 6.9 %

その他に対する意見の例

税収偏在の問題は、自治体の税収額の大小等ではなく、税収規模と財政需要の規模との比較で議論すべきもの。また、各自治体における税源は、それぞれの地理的・歴史的・経済的・社会的条件により差があり、税収の偏在が現れるのは当然。税収偏在による各自治体の利害得失に目を向けるのではなく、地方税源の充実確保を図り、行財政運営における自主性・自立性を高める観点を優先すべき。

税収偏在が拡大しないよう、例えば住民税の税率を超過累進課税から、よりフラットなものにするなどの工夫をすべき。

偏在性の少ない税源の移譲を柱とするが、地方固有の財源として、プールの位置付けの財源がなければ、地方の中小自治体及びその住民は著しい不利益・不平等を被る可能性が高い。地方間の調整弁として交付税制度の機能を充実させていく必要がある。

4 どのような形で税源移譲を行うことが望ましいかについての意見（自由記述）について

（主な意見）

片山プランに示されているとおり、税源移譲にあたっては、税収の偏在が少ない個人住民税及び地方消費税の拡充が望まれる。

片山プランでは移譲する税目として、所得税から個人住民税へ、消費税から地方消費税への移譲が挙げられているが、大都市特有の財政需要に対応するためにも、法人税から法人住民税への移譲も含めて検討すべき。

移譲財源の原資は、国庫補助金の廃止や縮減、また、地方交付税の見直しに求め、実際の移譲は、所得税から個人の住民税に、消費税から地方消費税に、たばこ税を地方に、といった税源移譲が必要。

税源の偏在性の少ない地方税体系が構築される必要がある。個人住民税における課税最低限の引下げや均等割額の見直し、法人住民税における法人事業税に呼応した外形標準課税の導入などを検討する必要がある。

片山試案をそのまま実施すると都市部とそれ以外の地域格差が一層広がる恐れがある。まず、税財源の半分は、交付税の交付税率を上げることにより移譲し、残りを住民税、消費税、たばこ税を嵩上げすることで移譲し、その後、交付税から段階的に住民税等へ移行してゆく方式が適切ではないか。

地方交付税を含めた地域間格差を是正する手だてを十分確保した上で税源移譲を行うべき。

片山プランのなかでは、都道府県も市町村も地方として一括りになっているので、県に税源移譲された財源を交付税のように財政力の弱い団体に再分配することは考えられないか。

税源移譲は、まず地方における財源不足の解消の方策について、歳入歳出の両面から十分論議し、実効性が担保される中で、実施すべき。

地方交付税や国庫補助負担金の見直し等の縮減を先行させることなく、税源移譲と一体的に行うべき。

今後はこの片山プランをどう進めていくのか、今一度今後の計画を整理し、実現可能な分野については速やかに税源移譲が実現できるよう対応していく必要がある。

税源移譲を行うにあたり、まず、国と地方自治体の役割分担に伴う事務の整理が必要。生活保護や義務教育などは、本来、国の責務であり、全額国が負担すべき。それにより、地方交付税の基準財政需要額に算入する必要がなくなり、地方交付税の規模の圧縮にもつながる。このうえで、税源移譲の規模を精査することで三位一体が実現できるものと考えらる。

現実に、各々の地方団体に固有の課題がある中で、補助金がどのように受け入れられ行政事務が執行されているかを調査することなしには税源移譲は進まない。

三位一体の改革が進まないのは国の財政再建等を理由に税源移譲を先送りしていることにある。まずは、臨時財政対策債の時限措置である平成16年度に消費税から地方消費税へ税源移譲するなど改革の実現が必要。

税源移譲にあたっては、昨今の経済状態を見捉えた、慎重かつ段階的な対応が必要ではないか。地方の意見を反映する機会を設け、国・地方が一体となった改革が必要である。

日本の一人当たりの税負担は先進諸外国に比べ低い方である。税全般を見直すとともに、税源移譲を行うべき。

5 地方交付税の財源保障機能について「廃止」すべきとの意見に対する意見（選択肢による回答状況）について

- | | | |
|---|--|--------|
| ア | 財源保障機能は地方団体が国の関与する一定の行政水準を確保するために必要な機能であり、「廃止」の方向は考えられない。 | 51.3 % |
| イ | 財源保障機能は地方の財政運営にモラルハザードを引き起こしていること等から、「廃止」すべきである。 | 3.1 % |
| ウ | 個別の地方歳出は人口に単純に比例するものではなく、「住民一人当たりの税収を基準としての調整」では、国の関与する行政水準が確保されず、国民・住民に対し行政責任が果たせないことになる。 | 38.8 % |
| エ | 財源保障機能の見直しは、各種の法律に基づく国と地方の役割分担や法令基準、国庫補助負担金などを通じた国の関与の見直しなしには考えられない。 | 77.5 % |
| オ | その他 | 6.3 % |

その他に対する意見の例

地方間の財政調整機能（格差調整機能）は残しつつ、財源保障機能を見直していくことも必要だが、財源保障機能の廃止・縮減議論だけを先行させるのではなく、国と地方の役割分担に関する議論を踏まえ、税源移譲と一体となった措置が行われるべきである。

財源保障機能は、一定の行政水準の維持の観点から廃止されるべきではないが、縮減はやむをえない。ただし、各団体間の財源調整機能及び地方の役割分担も含めた見直しが不可欠。モラル・ハザードについては、主にバブル期前後の地方単独事業（箱もの）の影響によりランニングコスト及び公債費の増加が地方歳出の増加の一因をなしているもので、近年の財政運営に対しモラル・ハザードを起こしているとは考えられない。

国から地方へ移譲された事務事業の地方負担分については十分に措置されているとはいえず、地方財政を圧迫している現状にあるので、財源保障機能については、権限移譲後の実態とあわせて見直すべき。

6 地方財政の増大傾向についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 景気対策という国の最優先課題に国から要請を受けて地方が協力して実施した公共投資の追加や減税が、現在、その地方債の償還として歳出増加の要因となっているものであり、交付税制度によるモラルハザードで地方が無秩序に歳出を増加させているものではない。 79.4 %
- イ 地方が高齢者施策・教育施策などを国の新たな法律等に基づいて実施していることが、歳出増加の要因となっているものであり、交付税制度によるモラルハザードで地方が無秩序に歳出を増加させているものではない。 68.8 %
- ウ 地方は住民に密着した行政を担っており、独自の財政需要が多いことが歳出増加の要因となっている。 55.6 %
- エ 地方財政がモラルハザードを引き起こしているとは考えないが、ハコ物投資偏重など反省すべき点はある。 33.8 %
- オ 財源保障機能が各分野に働きすぎており地方の財政運営にモラルハザードをもたらしている。 4.4 %
- カ その他 6.3 %

その他に対する意見の例

基本的に地方にモラルハザードが発生しているとは考えにくい。国が定めた法・制度の基本的行政サービスをやっているだけでも財政危機を招いている。国は地方はお金を無駄に使いすぎていると言うが、地方から見れば、国のほうが税金を無駄にしている。

義務的経費による増加が大きいのであり、無秩序に歳出を増加させている訳ではない。

増加原因はあるものの、歳出の見直し等により、決して増大傾向にあるとは思えない。

国の補助事業や関与する事業については、今まで超過負担となっている事業が多くあり、必要な規模を十分把握した上で、補助基本額や交付税の算定基礎とする必要がある。

7 「地方団体間で行う調整（水平的調整）」についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 水平的調整は、他地域の行政サービスのために住民に地方税負担を課するものであり、住民の理解が得られない。 35.0 %
- イ 地域間の財政調整は国の責任で行うべきものであり、地方団体間の水平的調整だけでは行政水準維持に必要な財源が確保される保障がない。 76.3 %
- ウ 税源移譲が前提であるが、それに伴い拡大が想定される地方間の税収格差の是正のため、財源の豊かな団体から乏しい団体に直接資金を交付することについて検討する必要がある。 10.0 %
- エ その他 9.4 %

その他に対する意見の例

財源の豊かな団体から乏しい団体への資金交付については住民の理解が得にくいので、地方交付税制度のような方法で、再配分する必要がある。（税源移譲を前提として）

税源移譲により財政力格差の拡大は避けられないことから、水平的調整を財政調整手段の選択肢の1つとして検討することも必要。ただし、区域を限定して受益と負担に配慮することや、中立的な機関の設置など課題も多い。

8 「できるだけ客観的かつ単純な基準で交付額を決定するような簡素な仕組みにしていく」ことについての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 交付税の算定方法が多少複雑になっても財政需要の実態をきめ細かく反映すべきである。 15.0 %
- イ 国の関与に係る地方支出は、人口、面積に単純に比例するものではないので、交付税を人口と面積だけで配分するといったような極端な簡素化はすべきでない。 64.4 %
- ウ 現在の算定方法は複雑すぎる面があるので、できるだけ簡素化すべきである。 48.1 %
- エ 過度の施策誘導にわたる算定方法は見直すべきである。 42.5 %
- オ その他 10.6 %

その他に対する意見の例

団体ごとに都市形態等に違いがあり、人口等特定の指標のみで算定することは困難であるが、現行の算定方法は非常に複雑であり、ナショナルミニマムの定義を再検討するなどの見直しを行い、可能な限り簡素化を図るべきである。

ナショナルミニマム確保の観点から国が積極的に関与する必要がある分野では、算定方法が多少複雑になっても、その地方負担額を実態に依じて的確に算定すべき。一方、地方公共団体の独自の判断に委ねることが望ましい分野については、算定の簡素化を図るべきである。

各自治体が税源の確保に努力してきた結果部分を残すような基準財政収入額の算定に改めるべき。

9 地方財源のあり方についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 地方財政を地方税中心の歳入体系とするためには、税源移譲を優先すべきであり結果として地方交付税の総額が減少することはやむを得ない。 47.5 %
- イ 地方交付税の総額が減少することは地方団体の財政運営に支障を生じる懸念があり税源移譲の内容やタイミングを慎重に検討すべきである。 34.4 %
- ウ 税源移譲に際し地方交付税の原資を確保するため交付税対象税目の拡大や交付税率の引上げを行い、地方税、地方交付税併せて必要な財源を確保すべきである。 25.6 %
- エ その他 3.8 %

10 大幅な地方財源の不足が想定される中で三位一体改革の推進に当たりどのような財源保障・財政調整の仕組みが必要となるかについての意見（自由記述）について

（主な意見）

今後、少子高齢社会がさらに進む中、また、景気が長期低迷している経済状況において、憲法が国民に対して保障している生存権や教育を受ける権利などの一定の行政水準の確保が、以前にもまして重要である。そのためにも、地方交付税が持っている最低限の財源保障と財源調整の仕組みは存続させるべきものと思う。

各自治体においては、それぞれ独自に歳出の抑制、財源の重点配分、経常経費の見直しなどを行っており、ただ単に交付税制度の財源保障によってモラルハザードが引き起こされているとあって廃止するのはおかしいのではないか。

法律等により、行政の規模や内容が義務づけられている現行制度においては、財源保障機能は不可欠であるが、地方の自立性の向上を図るため、国の関与の廃止、縮減により、国庫補助負担金を縮減させるとともに、国から地方へ必要な税源を移譲することにより、財源保障機能は縮小する方向で検討すべきである。

交付税の財源保障機能の縮小は、地方のあるべき姿を見定めた歳出規模の抑制及び税源の移譲などによる地方の財源不足額の圧縮を前提として取り組むべきである。

地方自治体からみれば、三位一体改革の推進にあたり、交付税の減額が必要とされるならば、まず国が地方に任せている事業を国の責任において見直されるべきであり、同時に交付税額の減額のみ視点をおくのではなく、地方にどれだけの仕事を任せるのか、また任せるからには必要な財源を確保することを前提とした議論とすべき。

地方交付税算定に際し、国の政策を後押しする奨励補助金的な要素、また、景気対策的な要素を排除して本来の形に戻すことがまず必要。次に、国による義務づけを廃止、縮小していくことが必要。今後の三位一体の改革推進にあたっては、これらの改革でかなりの部分が是正されるものとする。その際に、もっとも大きな課題となるのが、ナショナルミニマムのあり方をどうするのかということである。

財源調整は、経常経費に重点を置くべきで、事業費補正や起債償還額の一部を基準財政需要額に加えることは縮小すべき。

三位一体改革の中で税源移譲等と一体的に行われる地方交付税制度の見直しにあたっては、国の関与が廃止・縮減された地方財政制度の改革後においても、国と地方の役割分担に応じた財源保障機能を維持するとともに、地域経済力の格差などによる税源偏在の調整機能を担う必要があり、これらに配慮した地方交付税制度を堅持し、その総額の適正な水準を確保する必要がある。

地方財政が自立していく上で、財源保障に安易に依存する体質から脱却する必要があるが、交付税対象税目の拡大等による財源確保を図った上で、財政調整機能に移行しなければ、地域間の財政力格差がさらに広がる。

日本経済が行き詰まったからといって、競争の地盤を十分に整えていない地方の自治体が、大都市やその近郊の都市と肩を並べて競争することは不可能なことであり、今までどおりではないにせよ、財政調整機能は必要。

三位一体の改革の中で、広域自治体と基礎的自治体の役割分担と、それに見合う税財源が必要。

今後の改革においては、都市税源の充実を図るとともに、市町村の権能の違いにも留意しながら財源保障や財源調整の仕組みを検討していく必要がある。

新たな財源保障・財政調整機能制度の導入は地方財政制度を更に複雑化するのみで、避けるべき。現行の地方交付税の見直しにより、国民(市民)の理解が得られるような分かりやすい制度に改め、財源保障・財政調整を発揮させていくことが必要。

税源移譲によっても必要な税源が確保できない団体もあるので、真に必要な財政調整を行う一方、一定以上の税源超過団体には逆交付税制度を導入したらどうか。

税制面での偏在の発生をなるべく小さくし、税源移譲の規模が大きくなれば、偏在の規模も大きくなることから、今後、地方交付税制度の見直しも含め、新たな財政調整の仕組みなどの検討が必要。

思い切った規制緩和を進めることで、国及び地方自治体が担う行政サービスのメニューを削減するなどの構造改革が必要。財政の仕組みを変えるだけでは解決しない。

三位一体の改革により大幅な財源不足が解消されるわけではなく、あくまでも地方の自主性、自立性の醸成に主眼を置くべき。

各自治体間には、地域の特性や環境面その他あらゆる面で格差があり、それぞれの自治体が様々な形で国に貢献しているわけであり、各自治体の特殊事情を十分に考慮したものにすべき。

国庫補助負担金及び地方交付税の縮減額を、必ず地方に税源移譲する仕組みが必要。

三位一体の改革は、地方分権に寄与するもの(自主財源の充実)であって、地方の財源を実質的に削減する国の財政健全化手法にならないよう注意が必要。

11 今後、積極的に廃止・縮減を推進すべき国庫補助負担金についての意見(自由記述)について

(主な意見)

〔廃止・縮減に向けた基本的考え方〕

国と地方の役割分担を明確にすることにより、廃止・縮減を推進すべきものがはっきりすると考える。

いずれの国庫補助負担金の見直しにあっても、国から地方に財政負担を転嫁することのないよう、所要財源については地方税を基本として措置すべき。

地方が自主財源により、自らの責任で行財政運営を行うためにも、国庫補助負担金の廃止・縮減だけを先行させるのではなく、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方の三位一体となった措置を行うべき。

奨励的な補助金に分類されるような補助金であっても、実質上地方へ行政サービスの実施とその実施水準を細部にわたって義務付けているものがあり、また、その中には、国の予算上の制約から一方的に実質の補助率が削減されるものもある。こうした補助金については事業の廃止や重点化を前提として検討すべきであるが、継続の必要がある場合には、単なる地方への負担転嫁とならないよう、税源移譲や地方交付税による税財源措置を同時に行うべき。

国庫補助負担金については、原則として廃止・縮減されるべきだが、廃止・縮減をされた補助負担金については、交付税措置などの対応ではなく、明確な代替財源の措置、あるいは、事業そのものの廃止・縮減という見直しをすべき。総額が縮小されている交付税での対応は、実質的に地方の財源不足を拡大することとなり、真の地方分権をかえって遅らす結果となることを十分認識し、検討すべき。

基本的に廃止すべきだが、真に地方にとって必要な事業を見極める作業を進める中で段階的に推進すべき。その際、地方にとって必要と認知された事業に係る財源は無条件に移譲されることが必要。

国庫補助負担金を一般財源化するに当たっては、その国庫補助負担金の創設目的等の経緯を踏まえ、一定の期間経過後に一般財源化を行うといった、国庫補助負担金全般にわたる手続き（スケジュールと地方財政措置に係る一般ルール）を定めるべき。

個々に進めるのではなく、全体の見直し案を策定した上で計画的に進めるべき。

この際、地方への財源措置のない単なる負担の転嫁をするような削減、見直しは行うべきでない。特に継続事業として地方で事業を廃止できないものや義務的経費に係る見直しについては、地方に責任を移す部分において、財源保障として税源の移譲を行う必要がある。地方に移譲後は、地方の負担増につながるような法律の改正や計画の変更を一方的に行うことなく、地方議会の議決により計画変更等を行える仕組みの確立が必要。

国庫補助負担金については、真に国が負担すべき分野（憲法上の国民の権利と義務に係るものや、全国的に共通し特に必要とされる社会基盤整備に係るもの）にすべきで、それ以上は税源移譲の原資とし、地方へ移譲すべき。

今回の事案によらず、国庫補助負担金の一般財源化には、上限額の定められた交付税総額の中における枠組みの変更に過ぎず、実質的には地方へ財源の肩代わりをさせているやの疑問もある。国庫補助負担金の一般財源化には、かかる不安が一扫されるよう、明確な算出根拠に基づくべきであり、また然るべき税源の移譲が必須である。

財源の手当なしに、単に地方に負担を転嫁するような国庫負担金等の削減は行うべきではなく、地方に責任を移す部分については、交付税等に安易に依存したやり方をせず、その財源を保障するための税源移譲を行うべき。

景気浮揚策的補助金については、国と自治体間でルール作りが必要である。

〔廃止・縮減すべき国庫補助負担金〕

経常的国庫負担金については、原則廃止し、一般財源化を図るべきであると考え。ただし、生活保護など、国が一定の行政水準を確保することに重大な責任を持つべきものについては、引き続き国が負担するものとする。

投資的国庫負担金については、広域的効果のあるものなど以外は廃止し、一般財源化を図るべきと考える。

国庫補助金については、経常的・投資的を問わず、廃止した上で一般財源化を図るべきであると考え。ただし、国庫負担金的性格あるいは災害など特殊事情があるものは除く。

財源移譲が確実に行われるという前提であれば、事業奨励的な補助金は、その殆どを廃止の対象とすべき。地方の自立のためには、統合メニュー化や統合補助金化よりも、一般財源化が最も効果的な政策である。

補助要綱が詳細で、事務負担が大きい国庫補助金。（税源移譲により創意工夫が活かされ、国・地方とも事務費が軽減できる）

農林水産業関係、土木事業関係等全国一律の補助基準が地域の実情に合わないもの。

補助の対象が単に人口等に比例し変動したりするような補助金

ハコ物投資に奨励的な補助金は、精査していくべき。

経常的経費に係るものについては、財源面のみならず、補助金の交付申請や実績報告などが大きな事務量となっており、行政のスリム化を進めていく点からも早急に一般財源化を実施すべき。

保健・福祉・教育等の経常的な事業に対するもので、少額かつ定型化したものは地方財政措置の伴う一般財源化とすべき。

補助負担金額が少額なもの、補助率が低いもの。畜産振興総合対策事業などの少額補助金は廃止・一般財源化すべき。

義務教育費国庫負担制度について、義務教育は地方の自治事務であり、地方の裁量を拡大し、地域の実情と地域の判断による教育行政を推進していくためには、税源移譲等による財源措置を前提として、義務教育費国庫負担金の見直しを行うことが必要。さらに、道府県と指定都市間の県費負担教職員制度の見直しを行うことにより、権限と財政負担が一致し、より効率的・効果的な教育行政の実現が図れるものとする。

国直轄事業負担金は廃止すべき。

必置規制等国の関与を廃止・縮減すべき事務事業に係る国庫補助負担金から廃止，縮減を実施すべき。

社会経済情勢の変化に伴い存在意義の薄れた補助負担金や、人件費、法令施行事務費、施設の運営費等、地方公共団体の事務として同化、定着しているものは一般財源化（税源移譲）を中心に見直しすべき。

事業の効果が単一自治体内でとどまるものは廃止すべき。一方で、広域的な事業（環境保全など）は、手厚い補助を設けないと、単一自治体では、手がつけられず、後退する一方となる（国・県・市町村の役割分担の明確化）。

児童福祉費負担金や生活保護費負担金などの社会福祉費以外の国庫支出金は廃止の方向で進めるべき。

社会保障費を除くものは、全て対象。しかし、三位一体の改革の真の実施が裏付けとなる。

全国的に一定の整備水準が達成された事業に係る国庫補助負担金

建設事業における設計単価については、公共事業のコスト高との批判もあることから、基準単価の規制の緩和を図る必要がある。

〔廃止・縮減が適当でない国庫補助負担金〕

医療や保険制度、最低限度の福祉、教育などにおける、ソフト的な部分は、ナショナルミニマムを維持するべきで、必要な国庫補助負担は継続するか、国の責任で行うべき。また、水道の供給や食料供給の観点から第1次産業における一部の基盤整備についても、国庫補助負担の維持、または国の責任で行われるのが好ましい。

普通建設事業に関するものについては、社会資本整備や生活関連施設の整備状況が団体によって大きな開きがあるため、一概に一般財源化するには無理がある。一般財源化する場合は、施設の整備状況に応じた交付税の算定が必要。

教育分野においては、国が責任を持って舵取りする必要があることから 慎重でなければならない。

12 平成15年度国庫補助負担金の廃止、縮減のうち、事業のスリム化等約3,300億円とされている点についての意見（選択肢による回答状況）について

- ア 事業のスリム化等の根拠が明確に示されておらず、事業の継続実施の必要性については
今後は地方の意見を反映させるべきである。

67.9 %

- イ 事業のスリム化等の取扱いとされた事業であっても、地方では事業の継続実施の必要性があるものや直ちには事業を廃止できないもの（人件費等）は国で財源措置を講じるべきである。 64.2 %
- ウ その他 3.8 %

その他に対する意見の例

H15年度の廃止縮減項目は、見直しの必然性が理解できず、今後の見直し方針とはなり得なかったため、税源移譲と事務の再配分の原則を定める必要がある。

国庫補助負担金の縮減・廃止にあたっては、地方への安易な負担転嫁とならないよう、縮減・廃止額と同額を地方一般財源に振替えることを原則とすべき。また、地方の財政負担を伴う事業を国が創設する場合には、あらかじめ地方の意見を聴取する明確なルールづくりが必要。

イの財源措置については、地方交付税のような依存財源ではなく、税源移譲によるべき。

事業の「スリム化」という観点では、むしろ公共事業の工事単価の見直し等が必要であり、効果的と考える。

整理後の国庫補助負担金の超過負担解消を合わせてすべき。

13 三位一体の改革全般についての意見（自由記述）について

（主な意見）

〔基本的方向性〕

「三位一体」の改革は、すべての地方公共団体にとって必ずしも財政状況の改善に結びつくものとは限らないが、国の関与の縮小、地方の自主的・自立的な財政運営を進めるためには、またとない機会であり、強く押し進めるべき。ただし、国庫補助負担金の廃止・縮減にあたっては、財源措置を曖昧にせず、税源移譲等による地方税財源措置を明確に示していくべき。

三位一体の改革については、早急に進めていただきたい。特に、国税からの税源移譲は、現状の国と地方の役割分担からも早期に取り組むべき課題である。

三位一体の改革は、このタイミングを逸してはできないと考える。先送りをすることなく進めていただきたい。

戦後も半世紀を超えたことであり、国はもっと地方を信頼し、外交、防衛などの基幹的な国家事務をのぞいた福祉、環境、教育、都市計画など相当部分の事務事業を、財源も合わせて地方に移譲すべきである。このため、三位一体の改革を早期に推進されたい。

単に財源中心の議論に終始するのではなく、国民生活に深く結びつくナショナルミニマムと国民負担のあり方の問題として、国も含む行政がナショナルミニマムとしてどのような機能を果たすのかを各分野において具体的に整理する必要がある。それに基づいて、国・都道府県・市町村がどのように機能分担するのかを明確にする必要がある。これらを明確にしないまま、国民に訴えても、単に国と地方の行政がそれぞれの自己都合を主張しているだけの内輪の議論としてしか認識されない。地方はこの問題をもっと市民の問題としてわかりやすく訴えていく必要がある。

税源移譲と事務再配分の確定がすべての基本であり、それなくして三位一体の改革は成り立たない。

今後の地方財政制度は、地方が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、地方税が中心となった歳入構造と、それを補完する地方交付税制度、さらに地方の独自の創意工夫を生かすことのできる国庫補助負担制度が望ましい。

地方分権・自立に必要な一定の税源移譲を講じつつも、我が国の存立に不可欠な国土保全や健全な形での地方存続のための本来の平衡措置としての限定交付税制度、あるいは補助金制度等を組み合わせた構造にする必要がある。

三位一体の改革と言われながら、地方への税源移譲が実施されないうちに、先行して、単に、地方に負担を転嫁するような、地方交付税や国庫補助負担金の廃止・縮減が実施されている。まずは、早急に、税源移譲を行うべきであり、同時に、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の廃止・縮減を行うべき。

税源移譲のため、国庫補助負担金や地方交付税が削減され、結果として本市が多少減収になることもやむを得ないと考えているが、現在のところ、削減の方が先行し、税源移譲が後回しになるような議論がなされており、強い不満を感じている。

国庫補助負担金、地方交付税改革、税源移譲の取り組みは、個々に行うべきものでなく、3点セットで実施しなければ関係者の理解は得られない。まず、地方交付税制度の改革を先に出し、不交付団体を全体の2～3割にするには、どれだけの税源の移譲が必要かを試算し、それに見合う国庫補助負担金の見直しが必要ではないか。

三位一体の改革は、国税・地方税全体の税収中立を前提としているが、国・地方ともに今後、大幅な財源不足の状況が予想される。国民負担の増大（増税）という視点からの議論も必要ではないか。

三位一体の改革や税源移譲の前に、国と地方を合わせた行政サービスの水準、国民負担の議論を行うべき。

今後、財政負担が増大することが見込まれるものについては、将来的に財源不足が生じないよう、経費の増加見通しを明らかにしたうえで財源措置を講じることが必要。

結果的に地方が疲弊する内容となることが懸念されることから、地方の意見を十分に聴取し、反映させる働きかけが必要。

〔国庫補助負担金の廃止・縮減（税源移譲）〕

国庫補助負担金の廃止・縮減が「三位一体の改革」の入口となるとされるが、これに見合う地方への財源措置は、自主的・自立的な地方財政の確立を目指す観点から、地方交付税ではなく、あくまでも税源移譲によって行われるべき。

国庫支出金については、地方交付税制度改革と税源移譲を改革の中心に位置付けたうえで、国と地方の財政を総体として見る中で、政策誘導的補助金をはじめとして、削減されることは当然。

義務教育費国庫負担金の見直しについては、結果として地方特例交付金等による財源措置が行われたことは地方側の働きかけの成果として評価できるが、国から地方への権限・税財源の移譲の原則とはなお乖離があり、1/8の負担割合も含め、安易にスタンダードとするべきではない。

三位一体の改革の中で、平成15年度の措置として義務教育費負担金や在宅福祉事業補助金の一般財源化という措置が取られている。しかしながら、交付税措置の制度は、交付税総額の縮小が図られる中、実質的に財源補てんとはなっておらず、住民と密着した施策を行っている市町村にとっては、極めて厳しいものである。

〔地方交付税制度〕

財政制度等審議会の「平成15年度予算の編成に関する建議」において、地方交付税の財源保障機能の廃止と来年度予算編成における総額抑制の考え方が示されたが、地方交付税が地方の固有財源であることを忘れ、地方の自立に名を借りた一方的な議論である。地方交付税制度は財源保障と財源調整の2つの機能を一体として果たす仕組みであり、地域間での税源偏在が存在する中で、一定の行政水準の確保を求められている以上、この2つの機能と所要の総額は確保されなければならない。

税源移譲によっても必要な税源が確保されない自治体に対しては、適切な財政調整がおこなわれるべきだが、本来、地方の自助自律を確立するための改革であり、段階補正の見直しなどを着実にやり、交付税への依存体質からの脱却を進めていくことが必要。

〔税源移譲を含む地方税財源の充実〕

今後の地方交付税制度改革により、地方交付税総額の削減、不交付団体の増加が見込まれるところでもあることから、権限移譲に伴う財源保障として、地方特例交付金など、地方交付税によらないより明確で公平な形での財源保障が必要。

税源移譲については、今後の少子高齢化社会の進展を考えた場合、住民に身近な保健・福祉分野などの公共サービスの重要性が高まることから、住民の自己決定の権限を強化するために進める必要がある。この面においては、地方税を機軸とした地方財政制度を早急に確立すべき。

課税自主権の活用については、行財政改革の次の議論であると認識しており、税源移譲の前提となるものに挙げることはふさわしくない。

課税自主権活用の観点から、特例市が任意に事業所税を課税できるようにしてほしい。

〔歳出構造改革への取組〕

改革が実現されることによって、自治体は、その事業の大半を地方税を財源とした一般財源によって行うこととなるため、歳出に対しての住民のチェックは厳しくなるだろうし、地域住民に対してのアカウンタビリティーはより一層重要なものになる。

結果的に、税源移譲を中心とした三位一体の改革が実現されることによって、財務省が最重視している地方財政のスリム化にマッチした形で、地方財政は自らスリムになっていくことが予想される。

国も地方も、財政構造改革は緊急に取り組むべき課題であり、中途半端な手直しや、問題の先送りは許されない。

現下の地方交付税制度の破たんは、国が多額の赤字国債を発行して財政運営を行ってきたことが大きな要因であることから、国においても一層の財政構造改革を進めていくことが不可欠である。